

## 原子力緊急事態宣言

平成23年(2011年)3月12日5時22分、東京電力(株)福島第二原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第1項の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため、同条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。